

協会だより



一般社団法人
発行所 福井県消防設備協会
〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
福井県福井合同庁舎5階
TEL(0776)27-3760
FAX(0776)27-3446



織田信長公氏神の社 越前二の宮「剣神社」“織田家”発祥の地（福井県丹生郡越前町織田）

目 次

▶ 新年のごあいさつ	1	▶ 通知 通達	12
▶ 平成26年度消防設備関係 功労者等表彰式	4	▶ 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布ほか	
▶ 平成27年度講習会等の予定	5	▶ よくある質問	18
▶ 平成26年度各種講習会の結果	6	▶ 廃リサイクル消火器特定窓口調査 訪問のお願い	19
▶ 会員の入退会について	8	▶ ちょっと気になる新製品	20
▶ がんばれ！ うちの若い衆	10	▶ 消防交流広場	21
		▶ 経年劣化等に関する情報提供のお願い	22



つぶしんで 新年のお祝詞を申し上げます

本年もよろしくお願ひ申し上げます



平成27年元旦

一般社団法人 福井県消防設備協会

顧問	福井県消防長会会長	武澤正美
〃	福井県危機対策・防災課課長	坪川利隆
参与	福井市消防局次長	伊井武美
〃	敦賀美方消防組合消防本部消防長	谷口雅勝
〃	南越消防組合消防本部消防長	坪川雅美
〃	若狭消防組合消防本部消防長	宮城豊基
〃	大野市消防本部消防長	石田純也
〃	勝山市消防本部消防長	山堂信一
〃	鯖江・丹生消防組合消防本部消防長	竹内美文
〃	嶺北消防組合消防本部消防長	牧吉文
〃	永平寺町消防本部消防長	竹内貞美
〃	福井県危機対策・防災課課長補佐	中嶋浩一

役員一同

会長	竹内清志	理事	白本敏雄
副会长	高村文能	〃	坪田泰敏
〃	竹澤慶一	〃	刀根勝彦
理事	井上豊次	〃	早瀬茂樹
〃	岩崎新	〃	松本喜市
〃	河上淳一	〃	村田嘉孝
〃	小林勝幸	〃	山田龍彦
〃	齊藤信二	〃	山本智則
〃	酒井一徳	監事	山本久徳



事務局

常務理事
大西新
主事
岩村晴美

越前二の宮 織田剣神社

悠久の昔、第14代仲哀天皇の第2皇子認熊王は、座ヶ岳の素盞鳴大神を祀る剣大神から御神威を戴き、この地方を無事に治めることができたことを謝して、ここに社を建て“剣大明神”と仰いできた。奈良時代より祈願の靈場、越前国二の宮として、朝廷をはじめ多くの人々の信仰を受け、中世以降は朝倉氏を始め多くの武将の崇拝も厚いものであった。江戸時代には伏見宮家の御祈願所となるなど、今日まで多くの人々の厚い信仰を受けている。また、越前町織田は織田家発祥の地でもある。織田家は代々、織田の荘の荘官、そして剣神社の神官を務める家柄であったが、「常昌」が斯波氏の家臣として取り立てられ、尾張の国に派遣され、織田の姓を名乗ったのが始まりで、信長公も“剣神社”を氏神として深く尊崇し、武運を祈り手厚く保護した。

新年のごあいさつ 使命と責任を胸に 県民の安全・安心を確保



一般社団法人 福井県消防設備協会
会長 竹内清志

新年、明けましておめでとうございます。

皆様には、ご健勝で輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当消防設備協会の運営をはじめ、各種事業の推進に深いご理解とご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご案内のとおり、当協会は本年で27年目を迎ますが、この間、厳しい社会経済の変遷の中、着実に事業を拡充し展開して参りました。

これも一重に、県をはじめ各市町、消防機関の皆様の温かいご支援と、会員各位のご理解、ご協力の賜物と、改めて心から感謝申し上げます。

さて、昨今の消防情勢をみますと、全国各地で宿泊施設や高齢者グループホーム、有床診療所等の施設から相次いで火災が発生し、多くの尊い人命が失われました。

また、台風被害や豪雨による土砂災害、火山の噴火や巨大地震の発生など、異常気象に伴う大きな自然災害も多発し、たくさんの物的・人的被害が発生しております。

こうした中、国においては、前述の火災被害に鑑み、自動火災報知設備やスプリンクラー設備等の設置基準を見直すなど、大幅な政令改正が行われました。

私たち消防設備士も、火災による被害を軽減するため、防火管理者等と連携しながら消防用設備等の法定点検や適正な機能の確保に努めなければならないと、意を強くしているところでございます。

特に、法定点検については、有事の際、確実に機能させるためにも、消防設備士の点検業務に対する責任を明確にするとともに、その信頼の証として、「点検済ラベル」の貼付についても引き続き推奨して参ります。

県民の安全・安心を守るため、会員一同、消防設備士の使命と責任を胸に、一層の研鑽、努力して参る所存でございますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年が災害のない穏やかな年となり、皆様方のご健勝と更なるご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶いたします。



年頭のごあいさつ

福井県消防長会会長
福井市消防局
消防局長 武澤 正美



平成27年の輝かしい新年を迎えるに当たり、会員の皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素、消防行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年1年間の消防の主な出来事をみますと、火災については、1月に三重県四日市市「三菱マテリアル(株)四日市工場」の危険物製造所において、保守作業のため熱交換器を取り外し、別の場所で洗浄作業を行っている際に何らかの原因により爆発が発生し、作業員5名が死亡、13名が重軽傷を負う爆発事故が発生したほか、5月には、東京都町田市の「株式会社シバタテクラム」において、作業員がはんだ付けの作業をしていたところ、何らかの原因で火花が工場1階の倉庫にあったマグネシウムとアルミニウムに引火したことにより出火し、8名の負傷者が発生した際、燃焼したマグネシウムが水と化学反応を起こし、激しく炎上するため放水ができず深夜まで燃え続けるという火災防ぎよ上困難を極める火災が発生するなど、いずれも社会的注目を集めこととなりました。

消防機関といたしましては、これら火災事故を受け類似施設の緊急立入検査を実施するなど、火災発生の防止に全力を傾注したところであります。

一方、貴協会に関する消防用設備等の事項に目を向けますと、昨年10月16日に公布された「消防法施行令の一部を改正する政令」において、有床診療所における最近の火災の事例等に鑑み、病院、有床診療所等についてスプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備が図られたことから、今後、消防用設備等の新設又は改修の工事の増加が見込まれるところです。

このことから、関係施設に対する工事の施工管理を行っていくうえで、貴協会と輔車相依の関係で連携を図って参りたいと考えておりますので、会員の皆様には今後ともより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福井県消防設備協会の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ



福井県安全環境部危機対策・防災課
課長 坪川利隆

平成27年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県消防設備協会の会員の皆様には、日頃から、県の消防・防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年の本県の火災件数は、193件(平成26年1月から11月の速報値)と前年同時期と比較しても16件少なくなっています。これもひとえに、消防関係者の活躍はもとより、消防設備士および会員の皆様が消防用設備の施工や日々の維持管理を的確に実施しているお蔭であり、心より感謝を申し上げます。

また、全ての住宅に設置が義務付けられている住宅用火災警報器については、総務省消防庁の調査によると、昨年6月1日現在の全国の設置率(条例適合率)66.9%に対し、本県の設置率は89.1%で、全国1位となっています。

一方、全国では、平成24年5月の福山市ホテル火災、平成25年2月の長崎市グループホーム火災、同年8月の福知山市花火大会火災、そして同年10月の福岡市整形外科火災等近年、多数の死傷者がいる火災が多発しており、改めて日頃からの火災予防の重要性が認識されています。

こうした火災の中には、消火設備の不備が原因となったものもあり、このような火災事例が徹底的に分析、検証され、得られた知見が消防用設備の機能の向上等につながることが必要です。

火災から地域住民の生命・財産を守り、被害を軽減させるためには、適正な消防設備の設置および維持管理の推進といった取り組みが重要です。消防用設備に精通した皆様におかれましても、引き続き御支援を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、未年である本年が、福井県消防設備協会ならびに会員の皆様にとりまして実り多き飛躍の年となりますよう祈念しまして、新年のごあいさつといたします。

平成 26 年度
消防庁長官 表彰
(一財)日本消防設備安全センター理事長



平成26年度の消防設備保守業者等の表彰式が、去る11月4日に東京都の「明治記念館」において執り行われました。当協会から受賞された方々は、次の皆様です。誠におめでとうございました。

【消防庁長官表彰】

白本敏雄 氏 (株)コスモボーサイ 代表取締役

【(一財)日本消防設備安全センター理事長表彰】

消防設備保守関係者

山口典朗 氏 コーキ産業(株) 代表取締役

消防設備保守関係者

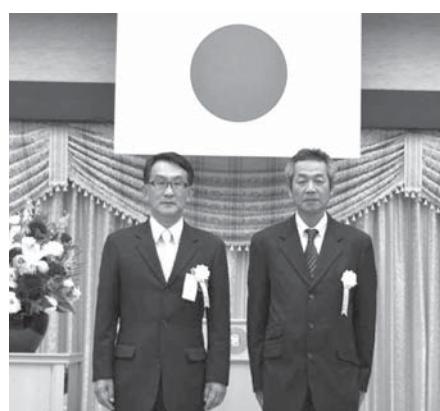
竹澤慶一 氏 協会副会長竹澤設備(株) 代表取締役

点検済表示制度推進優良事業所

(株)コスモボーサイ



消防庁長官表彰 白本敏雄 氏



日本消防設備安全センター理事長表彰
竹澤慶一 氏 山口典朗 氏

平成27年度の主な行事、講習会の予定

行 事 等

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事	月 日	場 所
総会・表彰式	5月21日(木)	福井県中小企業産業大学校
実務研修会	9月25日(金)	福井県中小企業産業大学校
消防庁長官等表彰式	11月4日(水)	東京都 明治記念館

講 習 会

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事	月 日	場 所
設備士法定講習会（消火設備）	8月25日(火)	サンドーム福井 管理会議棟小ホール
設備士法定講習会（消火器・避難設備）	8月26日(水)	サンドーム福井 管理会議棟小ホール
設備士法定講習会（警報設備）	9月1日(火) 9月2日(水)	サンドーム福井 管理会議棟小ホール

行 事	月 日	場 所
設備士点検資格者再講習会（第1種）	6月24日(水)	福井県中小企業産業大学校
設備士点検資格者再講習会（第2種）	6月25日(木)	福井県中小企業産業大学校

行 事	月 日	場 所
設備士点検資格者本講習会（第1種）	12月2・3・4日	福井県中小企業産業大学校
設備士点検資格者本講習会（第2種）	12月9・10・11日	福井県中小企業産業大学校

平成26年度の主な行事、講習会の結果

総会・表彰式

平成26年度の総会及び表彰式が、去る5月23日(金)に福井県中小企業産業大学校において開催されました。

はじめに、平成26年度の表彰式が挙行され、協会役員として竹澤慶一副会長が、優良従業員の20年表彰に宮澤研二氏（北陸設備工業）、後藤元信氏（テクノボーサイ）が、30年表彰で中嶋克彦氏（北陸設備工業）、坪田健治氏、矢野茂丸氏（北陸電気保安協会）、佐々木高浩氏、辻寛道氏（紫光産業）、川崎英明氏（コスマボーサイ）が、また優良事業所として消防設備管理(株)と(有)ヤマト防災が表彰されました。

その後、平成26年度の総会が開催され、平成25年度の事業報告、決算報告が可決承認され、また26年度の事業計画や予算案等も可決承認されました。



消防用設備等点検資格者再講習



平成26年度の消防用設備等点検資格者再講習が去る6月25日(水)26日(木)の両日、(一財)日本消防設備安全センターの事務委託を受けて、福井県中小企業産業大学校で開催いたしました。

県内外から、第1種、第2種の資格者115名が受講いたしました。当日は、蒸し暑い天気の中、受講者達は、過去5年

間に改正された法令や技術基準等の講習科目について、日本消防設備安全センター専属講師による講義を真剣に聴講し、点検資格者の責任と消防用設備等の重要性を再確認していました。

消防設備士実務研修会

平成26年度の消防設備士実務研修会が、7月11日(金)に、福井県中小企業産業大学校で開催されました。

今回は、福井豪雨から10年目ということで、はじめに福井市危機管理対策監の飛田幸平氏から「新たな防災対策について」と題して講演を戴き、続いて、今回初めて、総務省消防庁から講師を招聘し、同庁予防課の久保田太郎氏から、「最近における予防行政の動向について」と題して、近年のホテルやグループホーム、

有床診療所火災を受け、政令等の改正を行うこと等最新の情報を聴講することができました。

(参加者83名)



消防設備士講習

福井県知事から委託を受けて、消防法第17条の10に基づく消防設備士講習を7月23日、24日及び8月6日、7日の4日間にわたりサンドーム福井の管理会議棟小ホールで開催しました。この講習は、消防設備士の資格を取得してから2年以内、そして、



その後、5年ごとに必ず受講しなければならない法定講習で、「消火設備」関係に123名、「避難設備・消火器」関係に140名、「警報設備」に330名、合計593名の消防設備士が受講しました。(一財)日本消防設備安全センターの専門講師等の行う法令や技術基準の改正の重要ポイント等について、熱心に受講していました。

会員入会について (前号以降の入会)

敬称省略

会員番号	種 別	区 分	内 容		
293	正会員	所 在 地	敦賀市金山72-3(沢)		
		事業所名	有限会社 菊田電設		
		代表者名	代表取締役 菊田裕二	推薦者	(株)日新メンテナンス敦賀事業所 坂谷 優
		電話番号	0770-22-6380		高速炉技術サービス(株) 谷川信吾
		主たる業種	電気設備部門		
		業務の内容	工事・整備・点検・その他		
		資 格 者	【甲種】第1類、第4類	【乙種】第6類	
294	正会員	所 在 地	勝山市旭町2丁目6-39		
		事業所名	有限会社 中田電工		
		代表者名	代表取締役 中田孝明	推薦者	福井木一チキ(株) 山本智則
		電話番号	0779-87-1190		消防設備管理(株) 尾崎 剛
		主たる業種	電気設備部門		
		業務の内容	工事・整備・点検		
		資 格 者	【甲種】第4類	【乙種】第7類	【点検】第1種、第2種

今後とも よろしくお願ひいたします。

会員の所在地、代表者等の変更について (前号以降の変更)

敬称省略

会員番号	種 別	区 分	内 容
100	正会員	事 業 所 名	栄冠商事(株) 代表取締役社長 長谷川高士
		所在地変更	【新】 919-0504 坂井市坂井町御油田39号101 電話 0776-67-7272 FAX 0776-67-7273
136	正会員	事 業 所 名	中央設備工業(株) 福井市大願寺3丁目7-7 電話 0776-24-8385 FAX 24-1885
		代表者変更	【新】 竹澤 善英 【前】 五十嵐雄吉
257	正会員	事 業 所 名	(株)プリベント 福井市大東1丁目7-13 電話 0776-53-0665 FAX 53-1911
		代表者変更	【新】 池上 昌彦 【前】 村田 嘉孝
263	正会員	事 業 所 名	高速炉技術サービス(株) 敦賀市中央町2-2-2 電話 0770-22-9311 FAX 22-6161
		代表者変更	【新】 山下 誠郎 【前】 谷川 信吾
175	正会員	事 業 所 名	福井ツバメ商事(株) 代表取締役社長 藤野 拓三
		F A X変更	福井市豊岡1丁目14-20 電話 0776-23-6356 FAX 0776-26-9010

引き続き よろしくお願ひします

会員の退会について (前号以降の変更)

敬称省略

会員番号	種 別	区 分	内 容
165	正会員	事 業 所 名	前田設備工業(株) 代表取締役社長 前田 政義 敦賀市昭和町1丁目7-27 (水系設備部門)

永い間 ありがとうございました



がんばれ!! うちの若い衆

新シリーズ“がんばれ!! うちの若い衆”の連載について

当協会では、会員事業所様に勤務されている若い消防設備士さんが、それぞれのお仕事に夢や生甲斐を持ち、明日の仕事へのやり甲斐を感じて戴き、また、少しでも協会事業に関心を持って、積極的に参加して戴くために、新たに **会員事業所様一押し** の若い消防設備士さんを紹介するコーナー “がんばれ !! うちの若い衆” を設けました。

これから 多くの方々の ご応募をお待ちしています。

よろしく お願いいたします。

それでは、記念すべき第1回の若い衆は、次の皆さんです。



①お名前 長澤幸滋(ナカガワコウジ)さん

②年齢 25歳

③所属会社 紫光産業株式会社

④入社 平成21年(2009) 4月入社

⑤入社した(消防設備士を志した)動機

消防設備関係に興味があったから

⑥趣味は

ラクビー

学生時代から部活等でプレイしています。

激しいタックルをかわしてのトライは最高。

⑦恋人は?

現在募集中!! よろしくお願ひします。

⑧これからの抱負

健康的の維持 体が資本なので やっぱり健康第一

⑨座右の銘

「自業自得」

手を抜いたり、悪いことをすれば、必ず自分に返ってくる。

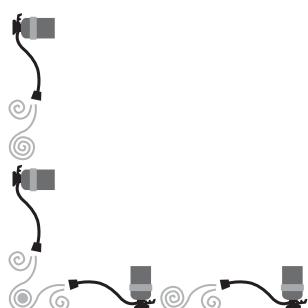
何事も誠実に、一生懸命に取り組む。

⑩社長からのひと言

若い時は 苦労を買ってでもやれ。

それが、将来自分の仕事を楽にする秘訣。

期待しているよ。



①お名前 畑中裕樹(ハタナカヒロキ)さん

②年齢 28歳

③所属会社 川口電気株式会社

④入社 平成22年(2010)3月入社

⑤入社した(消防設備士を志した)動機

消防設備関係の職種につきたかったから

⑥趣味は

バイク

仲間と出かけるのが好きです。

あの風を切る感じが最高！

⑦恋人は？

現在募集中です!! どうぞよろしくお願いします。

⑧これからの抱負

楽しく仕事をする。何ごともやるからには楽しくやりたい。

⑨座右の銘

「継続は力なり」

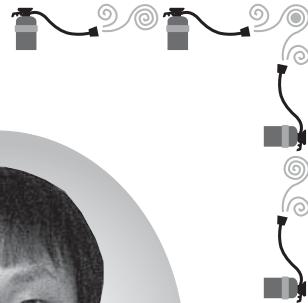
どんな小さなことも、続けることで自分の力となる。

⑩社長からのひと言

仕事のボリュームや難しさに悩むのは、自分の心配をしているだけ。

君を必要としている仲間たちに応えよう。それが生きるということ。

これからも 一緒に 頑張っていこう。よろしく



社長様へ ご応募をお待ちしています。

あなたの会社で 頑張っている若い社員様をご紹介ください。

(一社)福井県消防設備協会では、会員事業所にいる次代を担う若い社員様を、この紙面でご紹介させて戴くことで、ご本人様の人柄や熱意等の再発見、更には、紙面を見た上司や同僚の皆様方との話題が増え、また刺激を受けることで、その会社の活性化、引いては協会全体の活性化の一助になればと考えて始めた企画です。是非とも、貴社の社員様をご紹介ください。

よろしくお願ひいたします。

連絡先:(一社)福井県消防設備協会 ☎0776-27-3760 (大西、岩村)



通知
通達

総務省消防庁から出された「通知・通達」のうち、消防用設備等に関する主なものは、次のとおりです。

◆ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用制限等について

消防予第466号、消防危第261号

平成26年11月13日

消防庁予防課長、消防庁危険物保安室長

ハロゲン化物消火設備・機器に使用される消火剤のうち、ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下「ハロン消火剤」という。）の取扱いについては、「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用制限等について」（平成13年5月16日付け消防予第155号、消防危第61号。以下「155号通知」という。）等により適切な運用をお願いしているところです。

155号通知ではクリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）について、判断基準とともにそれに基づき判断を行った場合の使用用途の種類を別表1に示しているところですが、別表1に示された使用用途の種類に該当しても同表中の用途例の名称と一致しないことを理由に、ハロン消火剤の使用が認められていない事例等があることから、今般、別表1の用途例の明確化及び細分化を行い、クリティカルユースの当否の判断をより適切にするため、下記のとおり155号通知を改正します。

また、ハロン消火剤及びその他のガス系消火剤の設置状況を見ると、クリティカルユースに該当する場合であってもハロン以外のガス系消火剤を用いた消火設備が設置されている例が散見されますが、その理由として、ハロン消火剤の生産全廃により、ハロン消火剤の使用が全ての用途で禁止されているとの誤解や、ハロン消火剤の設置後、安定した供給が得られないと誤解されていること等が考えられます。

このような状況を踏まえ、今回の改正とあわせて、155号通知で示したクリティカルユースの趣旨を再通知し、ハロン消火剤の適正な利用

の徹底を図ることとしますので、その運用に遺漏のないようよろしくお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内の市町村に対しても、この旨を周知していただきますようよろしくお願いします。

なお、本通知は、消防組織（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 155号通知の改正

別表1を別紙のとおり改正する。

2 155号通知の改正に関する留意事項

(1) クリティカルユースの当否の判断基準及び判断フローは従前から変更がないこと。

(2) 今回の改正は、別表1の用途例について、明確化、細分化を図ったものであるが、例示として便宜的に表記したものであり、クリティカルユースの当否については個々の設置対象の実情に応じてそれぞれ判断を行うものであること。

(3) クリティカルユースの判断について疑義が生じた場合は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークのハロン管理委員会においても個別に相談に応じているので、防火対象物関係者にその旨周知されたいこと。

3 参考資料

「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」

（平成13年5月16日付け消防予第155号、消防危第61号）

◆消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防予第412号
平成26年10月16日

消防庁次長

消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号。以下「改正規則」という。）、火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第24号。以下「火災通報装置基準告示」という。）、加圧送水装置の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第25号。以下「加圧送水装置基準告示」という。）及び屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（平成26年消防庁告示第26号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）が平成26年10月16日に公布されました。

今回の改正は、有床診療所における最近の火災の事例等に鑑み、病院、有床診療所等についてスプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消防器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、消防設備・機器の使用抑制等について、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 改正令に関する事項

1 消火器具の設置基準の見直し

消防器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²未満のものを追加したこと。

(令第10条第1項第1号関係)

2 屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置基準の見直し

(1) 改正令による改正前の消防法施行令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積1,000m²以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととされていたが、主要構造部を耐火構造としたもの等で、延べ面積が1,000m²に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値未満のものには、原則として屋内消火栓設備の設置を要しないこととしたこと。

(令第11条第2項関係)

(2) 令第12条第1項第1号に追加された令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積が1,000m²に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととしたこと。

(令第11条第2項関係)

(3) 令第11条第2項の規定は、動力消防ポンプ設備について準用すること。

(令第20条第2項関係)

3 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

(1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるもの（①、②及び④にあっては、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものを除く。）を追加したこと。

① 令別表第1(6)項イ(1)に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000m²未満のもの又は平屋建のもの

(令第12条第1項第1号関係)

② 令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000m²未満のもの又は平屋建のもの

(令第12条第1項第1号関係)

- ③ 令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物のうち、平屋建以外のもので、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000m²以上6,000m²未満のもの

(令第12条第1項第4号関係)

- ④ 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物（延べ面積が1,000m²以上のものを除く。）の部分で同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

(令第12条第1項第9号関係)

- (4) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積が1,000m²以上で、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計（第二において「基準面積」という。）が1,000m²未満のものを追加したこと。

(令第12条第2項第3号の2関係)

- ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に追加された令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16の2)項に掲げる防火対象物（延べ面積が1,000m²以上のものを除く。）の部分のうち同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供されるものを追加したこと。

(令第12条第2項第3号の2関係)

4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500m²未満のものを追加したこと。

(令第23条第1項第1号関係)

5 防火対象物の用途区分の見直し

改正令による改正前の消防法施行令別表第1(6)項イに規定されている病院、診療所又は助産所を次のように分類して規定したこと。（令別表第1関係）

- (1) 令別表第1(6)項イ(1)に掲げる防火対象物次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）

(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。

(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

- (2) 令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。
(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

- (3) 令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物病院((1)に掲げるものを除く。)、有床診療所((2)に掲げるものを除く。)又は有床助産所

- (4) 令別表第1(6)項イ(4)に掲げる防火対象物無床診療所又は無床助産所

6 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 改正規則に関する事項

1 防火対象物の用途の指定

- (1) 令別表第1(6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」は、次のいずれにも該当する体制を有する病院としたこと。（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条第3項関係）

- (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のとき

は、2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制

- (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制
- (2) 令別表第1(6)項イ(1)(i)に規定する「総務省令で定める診療科名」は、次に掲げるもの以外のものとしたこと。

（規則第5条第4項関係）

- ① 肝門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科
- ② ①に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称
- ③ 歯科
- ④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の適用範囲の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造（以下「延焼抑制構造」という。）の基準のうち、令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物（同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）についても適用することとしたこと。

（規則第12条の2第1項及び第2項関係）

- (2) 延焼抑制構造については、延べ面積が1,000m²未満の防火対象物に適用していた改正規則による改正前の消防法施行規則第12条の2第1項第1号の基準を基準面積が1,000m²未満の防火対象物に、延べ面積が1,000m²以上の防火対象物に適用していた同項第2号の基準を基準面積が1,000m²以上の防火対象物に、それぞれ適用することとしたこと。（規則第12条の2第1項関係）

3 スプリンクラーヘッドを設けることを要しない部分の適用範囲の見直し

廊下、収納設備（2m²未満のものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所にスプリンクラーヘッドを設けることを要しないとされる防火対象物について、令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）を追加するとともに、その適用範囲を基準面積が1,000m²未満のものとしたこと。

（規則第13条第3項第9号の2関係）

4 防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の指定

令第12条第2項第3号の2に規定する「総務省令で定める部分」は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計は防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とする。）としたこと。（規則第13条の5の2関係）

- (1) 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分（手術室、レントゲン室等）であること。

- (2) 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

① 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分

② 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

- (1) 床面積が1,000m²以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500m²以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

(1) 令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。(3)において同じ。）については、消防機関が存する建築物内にあるものを除き、消防機関からの距離が500m以内の場所にあるものについても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととしたこと。

（規則第25条第1項関係）

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しない防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500m²未満のものを追加したこと。

（規則第25条第3項第3号関係）

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させることを要する防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物を追加したこと。

（規則第25条第3項第4号及び第4項第4号関係）

6 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に関する事項

令別表第1(6)項イを(1)から(4)までに分類して規定したことに伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係）

7 その他の

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 火災通報装置基準告示に関する事項

特定火災通報装置を設置することができる防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500m²未満のものを追加したほか、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準を定めたこと。（火災通報装置基準告示関係）

第四 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示に関する事項

改正令及び改正規則による消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。

（加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係）

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

(1) 改正令の施行期日

改正令は平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。（改正令附則第1条関係）

① 第一2(1)及び3(2)①並びに第五2(3)
平成27年3月1日

② 第五3(1)公布の日（平成26年10月16日）

(2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。（改正規則附則第1条関係）

① 第二2(2)、3の一部、4及び7の一部
並びに第五2(6) 平成27年3月1日

② 第五3(2)公布の日（平成26年10月16日）

(3) 火災通報装置基準告示の施行期日

平成27年4月1日から施行することとしたこと。（火災通報装置基準告示関係）

(4) 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示の施行期日

平成27年3月1日から施行することとしたこと。

（加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係）

2 経過措置に関する事項

- (1) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限り、同表(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(1)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(6)項イ(1)から(3)まで、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち令の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成37年6月30日又は当該規定に適合した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第2条第1項関係）
- (2) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで及び(16)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(2)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(6)項イ(1)から(3)まで及び(16)項イに掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。
- （改正令附則第2条第2項関係）
- (3) 第一2(1)及び3(2)①の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。
- （改正令附則第3条関係）
- (4) 第二2(2)の施行の際、現に存する令別表第1(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(4)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模

様替えの工事中の同表(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に係る技術上の基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。

（改正規則附則第2条第1項関係）

- (5) 改正規則の施行の際、現に存する令別表第1(6)項イ(1)及び(2)、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)又は(2)の用途に供される部分が存するものに限り、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下(5)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(6)項イ(1)及び(2)、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第2条第2項関係）
- (6) 第二2(2)、3の一部、4及び7の一部の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。
- （改正規則附則第3条関係）

3 その他の事項

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。
- （改正令附則第4条、第5条及び第6条関係）
- (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正規則第4条関係）
- (3) 今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。



消火器の保持装置について

Q. 「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第22条（保持装置）には、「手さげ式消火器（自動車用消火器を除く）には、当該消火器を安定した状態に保たせるための保持装置を設けなければならない。」とされており、第5条に「その保持装置から取りはずす動作」となっている。

第22条は消火器に取り付けたものであり、第5条は壁等に取り付けた保持装置であるように読める。壁の保持装置が故障しているため点検票で指摘したいが、点検票の保持装置は消火器に取り付けたもののように読める。壁側の保持装置は、どこに記載するべきか。

A. 第5条の「その保持装置から取りはずす」の解釈は、壁等に取り付けられた固定金具等を保持装置から取り外す動作ということです。

設問の指摘となる壁側の固定金具については、点検票に記載事項がないため、備考欄に記載してください。



感知器の設置基準について

Q. 煙感知器の設置基準で、壁、はりから0.6m以上離すとあるが、はりの高さが0.6m未満の場合や、廊下の幅が狭く、中心線で、1.2mを確保できない場合でも離さなければならぬのか。

A. 火災の煙は上昇して天井に当たりそこから横に拡散し、壁等に当たって下がりますが、壁等の角には空気が残るため、煙がそれを避けるように下がってきます。煙感知器を壁・はり等から0.6m以上離すのは、感知時間に遅れが生じないようにするためのものです。

のことから、はりの高さが0.6m未満であっても、0.6m以上離すことが望ましいと言えます。通路等で0.6m以上離せない場合は、その中心部分に設置することとされています。なお、事前に消防署に確認をする方が良いと思います。

自家発電設置の点検資格について

Q. 消防用設備の点検資格を持つが、自家発電設備の点検を実施しようと点検要領を読んでみても点検の要領を得ない。基礎的なテキストや、自家発電設備の詳細な点検に関する図書はないのか。

A. 自家発電設備を設置してある防火対象物には、電気主任技術者や自家用発電設備専門技術者が選任されています。基本的には、この電気主任技術者等と協力して実施してください。講習会や図書は(一社)日本内燃力発電設備協会で確認をお願いします。

廃消火器リサイクル事業特定窓口の調査訪問について

平成26年10月9日付け、福設協第119号にてご通知させて戴きましたとおり、当消防設備協会と(株)消火器リサイクル推進センターにおいて、管理指導業務委託の契約を締結いたしました。

このことについては、(株)消火器リサイクル推進センターからも「法令遵守に関する訪問について」等、同様の文書が郵送されているものと存じます。

この契約により、廃消火器リサイクル事業所（以下「特定窓口」という。）に対しまして、当協会職員が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遵守状況等の確認のため調査訪問を行うことになり、26年11月中旬から実施しております。

つきましては、未訪問の特定窓口事業所様には、今後、『法令及びルール遵守項目の確認』のため、お伺いさせていただきますので、ご理解の上ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、既に調査訪問が終了された特定窓口事業所様におかれましては、調査時に指摘を受けた不備事項の早期改善をお願いいたしますとともに、常に適正な維持管理を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、この調査訪問につきましては、一般財団法人日本消防設備安全センターのご指導によるものであり、全国の消防設備協会が実施しているものでございます。

もういいかい

火を消すまでは

まあだだよ

平成26年度 全国統一防火標語





ちょっと気になる新製品

無線型加煙試験器 YBS-01K

高所設置の煙感知器の点検作業が楽になる！（システム天井もOK）
試験用ガス放出を手元のリモコンで

〔点検作業員の苦労〕

自動火災報知設備の煙感知器を点検する試験器は、支持棒の先に試験用ガスを取り付、先端を感知器に押し付けガス放出口を開閉して放出しているものが主流ですが、感知器の設置高が6m以上のような場合や感知器の下に障害物がある場合などには、支持棒を斜めから操作しなければならず、力が伝わり難いこと。又、天井裏など水平面では、支持棒を支えながら押し付けることは大変で、点検作業員の負担や効率が悪い状態でした。

こうした状況を開拓するため、今般、新たに**無線型加煙試験器YBS-01K**が開発されましたので、ご紹介します。



本体とリモコン

〔機能と特徴〕

次のような機能と特徴があります。

- 試験時に、先端を感知器に押しつけることなく、手元のリモコン操作で自動的に試験ガスを放出できる。
- カバーの高さが低く、充満させるガス容量が少なくて済む。（約1秒放出）
- 感知器に接触させる部分は透明のポリカーボネートで、衝撃に強く、視認が可能。

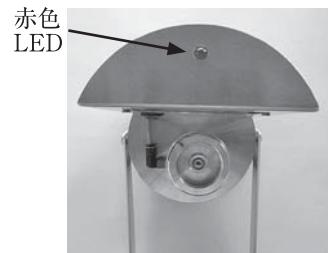
4. 暗い場所でも感知器を容易に確認できるよう、先端にLEDライトを装着。

5. 支持棒と本体支持金具は7mmのネジでHK-3タイプとの互換性あり。

6. ガス放出を視認できる赤色LEDライトを本体下部に取付た。

7. 総重量は720gと軽量化を図った。本体380g
ボンベ340g

8. 電池はアルカリ単4電池×4本、送信機の電池は27A赤色LED・12Vを使用。



〔お問い合わせ〕
矢野防災設備株式会社
059-352-6111
info@yanobousai.co.jp

この製品は(一社)全国消防機器販売業協会が日本消防設備安全センターの消防防災研究助成金の交付を受けて開発したもので

〔情報提供〕
一般社団法人
全国消防機器販売業協会

消防に携わる
皆様へ

会員制Webサイトで
情報交換しよう!

消防交流広場

会員登録は
こちらから

<https://www.fesc119.net>

※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になります。



パソコン、タブレット、スマートフォン
いずれからもアクセスできます

会員
参加型
交流掲示板

会員
参加型

事例研究

会員
参加型

消防関連Q&A

会員
参加型

設備士
試験対策

団体のお客様

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知
報告書

広場からの
お知らせ

国や地域の
最新情報がほしい

みんなの意見を
聞きたい

自分たちの活動を
知ってほしい

困った時に
相談にのってほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター



消防用設備等

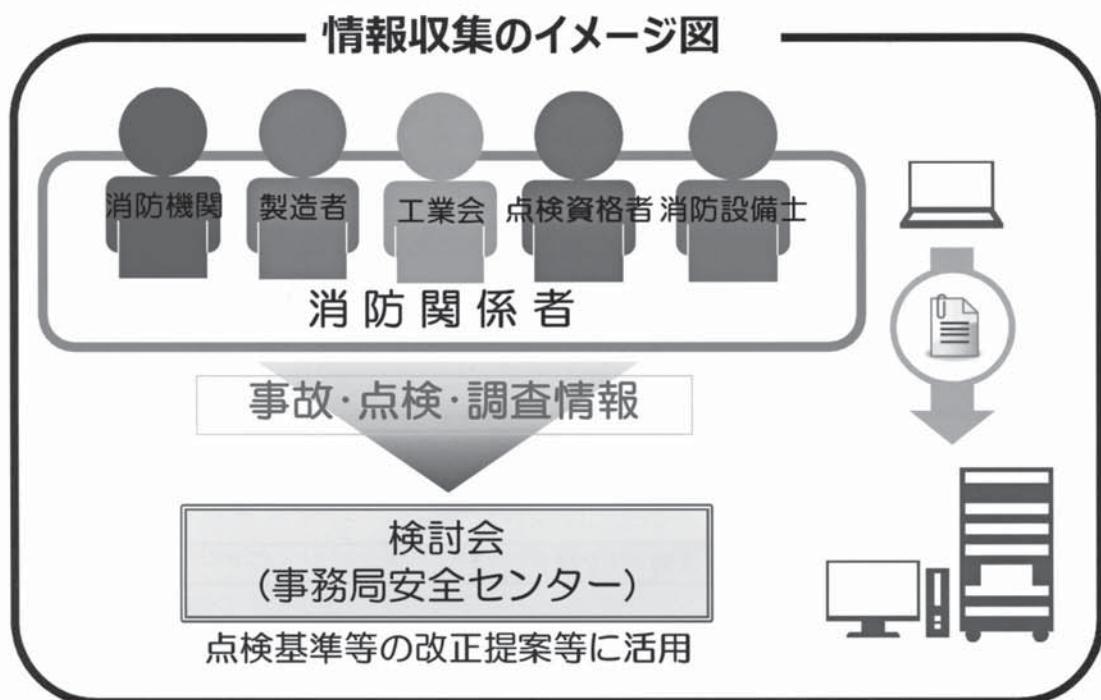
経年劣化等に関する情報提供のお願い

【目的】

- 消防用設備等の経年劣化等の情報を収集・分析を行い、各設備に必要な老朽化に対応した点検基準に提案、講習会等を通じた情報提供等を行って各設備の老朽化対策を促進して安全性の向上を図ります。
※「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会」にて検討。

【対象】

- 消防用設備等（消火設備・警報設備・避難設備・消火活動上必要な設備等）



【情報提供をお願いする内容】

- 消防用設備等の事故事例。
- 点検結果に基づき部品の交換や修繕が必要になった事例。
- 変形、腐食等により近々に交換や修繕が必要になる可能性が出た事例。

外的要因

整備不足

経年劣化



泡消火設備不作動の事例

外観は良好だが、配管内部は泡消火薬剤の固化したものと、錆・腐食により内面のメッキが剥離していた。



情報提供方法

安全センターHPを開く。

安全センターHP : <http://www.fesc.or.jp/>

※ GoogleやYahoo等より検索される方は、
キーワードに「消防 安全」と入れて検索して下さい。



特設サイト「情報提供のお願い」を開く。

安全センターHPのトップページ下方にある「情報提供のお願い」をクリックすると、特設サイトにジャンプします。

特設サイト : <http://www.fesc.or.jp/decrepit/>



「情報提供シート」を開く。

特設ページ内の下方にある「情報提供シート」をクリックすると、情報を記入するフォームにジャンプします。

情報提供シート :

<http://www.fesc.or.jp/decrepit/form.html>



情報を記入する。

情報提供シートに、消防用設備等の経年劣化に関する情報を記入して下さい。

記入例 :

<http://www.fesc.or.jp/decrepit/form/reference/>



送信する。

「情報提供シート」下方の「送信」ボタンをクリックすると自動的にメールアドレス「kikaku10@fesc.or.jp」宛てに、送信致します。

以上、情報提供のご協力をお願い致します。

本件に関する問い合わせ

一般財団法人日本消防設備安全センター 企画研究部 落合・佐藤

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館7階

電話番号 03-3501-7910

FAX 03-3509-1194

e-mail kikaku10@fesc.or.jp

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで !!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井市松本3丁目16-10 TEL 0776-27-3760